

## 第8回

# 合併協議会会議報告

日時  
平成15年6月27日(金)午後1時30分

場所  
小松町石鎚山ハイウェイオアシス館

## 報告事項

①報告第32号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員の変更について

②報告第33号・36号 新市名候補選定小委員会第6回会議及び新市名応募結果報告について(新市名応募結果は1ページ参照)

③報告第34号・37号 新市の事務所の位置検討小委員会第5回・第6回会議の報告について

④報告第35号・38号 新市建設計画策定小委員会第11回・第12回会議の報告について

●愛媛県市町村交通災害共済組合  
新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合について、新居浜との協議がどうなっているのか、説明してほしい。

事務局 新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合については、この地域が合併すると一つになるので構成団体が違ってくるのでこのような調整方針について。合併後は、組合事務の必要性、施設の運営について論議をしていく必要があるのではないかという結論になつていて。

■協議第20号 使用料・手数料等の取扱い(その3)について  
委員 公営住宅使用料の調整方針免により急激な家賃上昇とならないよう配慮するとなつていてが、具体的に家賃上昇は、どの公営住宅でどの程度上昇するのか説明していただきたい。

事務局 算出の方法については、統一するが、いくらの家賃になるかは試算できていない。平成15年度末、又は、平成16年度当初をめどに、新市の家賃を算定し、検討を加えたいという考え方である。

存続の意思があるのであれば少しある組合に育てていただきたい。

い。

事務局 家賃の上昇分について、国土交通省の通達で公営住宅法第16条第4項の規定により、減免の措置を講じることができます。

定期間を定めて行うものとし、期間については、平成8年の公営住宅法改正時の例の調整期間3年を参考にして、家賃が上昇する団地については、調整をしていきた

■協議第21号 地域スポーツや健康づくりの拠点として活用するため、学校施設の夜間開放等の使用料が無料になります。

■協議第22号 補助金・交付金等の取扱い(その1)について  
委員 調整方針の中でそれぞれの団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとするなどしているが、団体としては、現状が最もよい。合併は避けられないから合併の趣旨を尊重しながら団体の合併に向いている機運があるのは事実である。どういったものを公共的団体とみているのか教えていただきたい。

■協議第23号 各種事務事業(環境衛生関係)の取扱いについて  
委員 協議第24号 各種事業(広報広聴関係)の取扱いについて

■協議第25号 行政連絡機構等の取扱いについて  
新規提案事項

◎学校開放施設の使用料が無料に

◎調整案の内容については7月号に掲載しています。

合併の特例に関する法律第16条第8項に基づき、公共的団体自身の統合に対する努力義務が課せられ

ており、これに呼応することとして市長は権限がないが、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するた

め、その統合整備を図るように努めなければならないため、このようないな調整方針(案)にしている。

■協議第26号 公共的団体等の取扱いについて  
委員 同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的な活動を當む団体をいいます。

■協議第27号 補助金・交付金等の取扱い(その2)について  
委員 調整方針の中では、これまでの利用計画で存続していくのかと疑問に思う。要望として、

■協議第28号 各種事務事業(環境衛生関係)の取扱いについて  
委員 協議第29号 各種事業(広報広聴関係)の取扱いについて

■協議第30号 行政連絡機構等の取扱いについて  
新規提案事項

◎自治会(区)の行政連絡機構のあり方及び自治会長(区長)等報償費について、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会(区)の意向をふまえ隨時調整する。

■協議第31号 各種事業(環境衛生関係)の取扱いについて  
委員 協議第32号 各種事業(広報広聴関係)の取扱いについて

◎調整案の内容については7月号に掲載しています。

■協議第33号 行政連絡機構等の取扱いについて  
新規提案事項

◎自治会(区)の行政連絡機構のあり方及び自治会長(区長)等報償費について、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会(区)の意向をふまえ随时調整する。

■協議第34号 各種事業(環境衛生関係)の取扱いについて  
委員 協議第35号 各種事業(広報広聴関係)の取扱いについて

■協議第36号 行政連絡機構等の取扱いについて  
新規提案事項

◎自治会(区)の行政連絡機構のあり方及び自治会長(区長)等報償費について、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会(区)の意向をふまえ随时調整する。

■協議第37号 各種事業(環境衛生関係)の取扱いについて  
委員 協議第38号 各種事業(広報広聴関係)の取扱いについて

■協議第39号 行政連絡機構等の取扱いについて  
新規提案事項

◎自治会(区)の行政連絡機構のあり方及び自治会長(区長)等報償費について、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会(区)の意向をふまえ随时調整する。

■協議第40号 各種事業(環境衛生関係)の取扱いについて  
委員 協議第41号 各種事業(広報広聴関係)の取扱いについて

■協議第42号 行政連絡機構等の取扱いについて  
新規提案事項

◎自治会(区)の行政連絡機構のあり方及び自治会長(区長)等報償費について、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会(区)の意向をふまえ随时調整する。

●西条市小松町共立大保木診療所  
●西条市小松町職員退職手当組合  
●愛媛県市町村職員退職手当組合  
●愛媛県消防団等災害補償退職補償組合  
●愛媛県市町村職員退職手当組合  
●愛媛県消防団等災害補償退職補償組合

## 周桑病院企業団とは

東予市・丹原町・小松町で構成する地方公営企業  
設立 昭和36年6月1日  
所在地 東予市壬生川131番地  
診療科目 内科・外科・産婦人科・精神科・小児科・脳神経外科・泌尿器科・皮膚科・眼科・放射線科・肛門科・神経内科・耳鼻咽喉科・整形外科・麻酔科・循環器科  
病床数 350床  
(一般病床185床・精神科病床165床)  
職員数 274人  
(医師36人、薬剤師・技師36人、看護師171人、事務職員31人)  
(平成15年4月1日現在)

事務局 公共的団体とは、「農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的な活動を當む団体をいいます。

調整方針については、市町村の1市から配付者までの送達方法については、関係自治組織・団体と協議し、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、配付者から住民への配付方法については、新市